

借家人が受ける立退料

Q : 私は店舗を賃借して小売業を営んでいる個人事業者です。この度、家主さんの都合により、店舗を明け渡すことになり、立退料を受け取りました。

この立退料には税金がかかるのですか？

A : 受け取った立退料の性質により、それぞれ次のように取り扱われます。

【解説】

借家人が受取る立退料はその性質に応じて次のように取り扱われることとされています。

- ①店舗を明け渡すために支出した経費を、実費で弁償する性質のもの
⇒税金はかかりません。
- ②店舗の明け渡しのために、休業したような場合で、売上の補償をする性質のもの
⇒店の収入となり、事業所得として、所得税がかかります。
- ③借家権消滅の対価としての性質を持つもの（借家権の取引慣行がある地域のみ）
⇒譲渡所得として所得税がかかります。
- ④その他の性質のもの
⇒一時所得として所得税がかかります。

したがってあなたの場合、家主さんから受け取った立退料から、明け渡すための経費を引いた残額がある場合は、その金額がどのような性質を持つのかを判断して、所得税の申告をすることになります。立退料がどのような性質を持つかの判断基準は、立退料を受け取るまでに至った諸事情や、立退料の金額の算定内容により、判断することになります。

